

# 学校生活について

## 「生活のきまり」

生活のきまりの意義（令和6年度規律委員会の「なぜきまりがあるのか」定義より）

「全校生徒が安心安全で過ごしやすい学校生活を送れるようにすること」

「学校は社会のマナーを学ぶ場である」

これらを踏まえてきまりを守っていきましょう。また、見直しも進めていきましょう。

### 1 通学について

- (1) 登校時刻 8時20分 8時20分～活動開始
- (2) 通学は、制服で徒歩とする。
- (3) 登校後は無断で校外へ出ない。
- (4) 朝の会に間に合わずに登校した場合、まず職員室に寄って遅刻の理由を伝える。
- (5) 交通ルールやマナーを守り事故防止に努める。
- (6) 登下校の途中に店へ立ち寄ったり、飲食したりしない。

### 2 学校生活

#### (1) 授業

開始時刻までに席に着き、授業の準備を完了する。

「学習の心得」に基づいて取り組む。

#### (2) 休憩

授業間は、特別教室への移動や次の授業準備をする。

#### (3) 昼食

昼食は自教室かランチルームで摂る。全員そろって「いただきます」をする。

決められた時間以外には、飲食をしない。

連絡放送は静かに聞く。(特にランチルーム)

終了時刻前に食事が終わっても教室から出ない。

#### (4) 清掃

体育着に着替えて活動する。

集中して清掃を行う

班長の指示で分担して活動し、終了時には反省会をする。

#### (5) 帰りの会

一日を振り返り、生活ノートを活用して、次の日の活動内容や連絡を確認する。

帰りの会後は机の中、廊下の雨具かけには何も置かない。

#### (6) 放課後活動

活動後の後始末をし、下校時刻を守る。

白カバンなどは活動場所又指定場所へ持参し、活動終了後は原則、教室に戻らない。

(7) 制服と体育着について(原則)

朝の会は制服を着用。

清掃は体育着を着用。

着替えるタイミングは各々の判断に任せるが、原則次の活動(給食準備、朝読書など)に支障が出ない時間に着替える。

(8) タブレット使用について

新潟市GIGA宣言を遵守すること。

【新潟市GIGA宣言】

- 学びを深め、学校生活を豊かにするために活用します。
- 人が嫌がることや人を傷付けることはしません。

3 制服について

(1) Aパターン

<上衣>

- 標準型学生服(黒色、日本被服工業組合連合会標準承認マーク付)

※ 左胸に校章入り名札を付ける。

※ ボタンは、普通学生服用をつける。

※ 学生服の内側に白無地のYシャツを着用(上衣の下に長袖体育着着用禁止)

<下衣>

- スタンダード型またはワンタック型学生ズボン(黒色)

- 靴下は白、黒、紺、グレー(無地・ワンポイント)のものを着用する。(くるぶしが完全にかくれる長さのもの)

(2) Bパターン

<上衣>

- イートン型(シングル、3つボタン、紺色)ブレザー

※ 左胸に校章入り名札を付ける。

※ ブレザーの内側に白無地のブラウスを着用

※ ひもリボンを着用(1年生;赤色、2年生;緑色、3年生;青色)

<下衣>

- U衿ジャンパー型スカート、腰スカート(車20~24ひだ、紺色)

又はスタンダード型、ワンタック型のスラックス(紺色)

※ スカート丈は、立ち膝になった時に床につく長さとする。

- 靴下は白、黒、紺、グレー(無地・ワンポイント)のものを着用する。(くるぶしが完全にかくれる長さのもの)

(3) 気候に応じた衣服の調整について

- 気候に応じて各自が判断する。

【暑いとき】

各自で判断し、服装を調整する。

学生服及びブレザーを着用しないときは、Yシャツやブラウスの第一ボタンを開けてもよい。

左胸に名札を付ける。ブレザーを着ない場合、ひもリボンをしなくてもよい。

暑熱対策のためであれば、半袖体育着の裾を出してもよいこととする。

### 【寒いとき】

上衣の下で調整することを基本とする。

(例:機能性下着などのインナーを下着の下に着る。上衣の下にセーターなどを着る。)

教室ではひざ掛けの使用を認める。

#### (4) 制服を着用するとき

- ① 通学(登校) ※下校時は、体育着または各部の着衣でも良い。
- ② 全校・学年集会・式典 ※内容により体育着の場合がある。

#### 4 頭髪などについて

- 学生らしい「さわやかさ」を基本とし、勉強や運動の妨げにならない中学生らしい清潔感のある髪型とする。

※ 頭髪の染色・脱色・パーマはしない。化粧は適切ではないと考えています。

※ 髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶系のゴムで縛るようにする。

#### 5 持ち物について

- (1) 持ち物には、記名をする。(傘、シューズにも)
- (2) 学校生活に必要なもの以外は持ってこない。(スマホ、お菓子、化粧品など)
- (3) 校内で使用する刃物は学校で準備するので持ってこない。(ハサミやカッター類)
- (4) 次のものは学校指定とする。

通学用カバン、体育着、上ばき、外ばき

#### 6 校外生活について

- (1) 夜間の外出は基本しない。(お祭りなどで外出する際は保護者の許可をもらい、20時までには家に帰ること)
- (2) 保護者に無断で友人宅に泊ったり、あるいは泊めたりしない。
- (3) ゲームセンター(ゲームコーナー)、カラオケボックス、インターネットカフェ等の娯楽施設には、保護者同伴以外は立入禁止。

#### 7 その他

- (1) 欠席、遅刻、早退するときは、保護者に連絡してもらう。
- (2) 水筒は原則、教室のロッカーに置いておく。

(R8. 4. 1現在)

※ 生活のきまりの改正は生徒総会、学校運営協議会、地域の意見などを通して行われます。